今すぐ透かしを削除する

平成２９年(ワ)第４９５２号　損害賠償請求事件

原告　**Ａ夫、Ａ妻、Ａ娘**

被告　藤井将登

# 被告準備書面(5)

平成３０年１１月１４日

横浜地方裁判所第７民事部ろ係　御中

被告訴訟代理人　**B**

pdfelement

１　被告の喫煙量等について

被告の喫煙量等については、被告準備書面(2)で述べたとおりである。

平成２８年９月当時、被告は「ガラム」（紙巻きタバコ）について、１日に５～６本程度、吸っていた。また「コルツ」（手巻きタバコ）については、２～３か月で１袋（４０ｇ）を消費する程度、吸っていた。

平成２８年９月６日から同月２２日までの間は、被告は、自宅において、一本もタバコを吸わなかった。

同月２２日の夜から、被告は、自宅での喫煙を再開したが、同日からしばらく後、被告は「ガラム」の喫煙をやめた。

現在、被告は、「コルツ」だけを吸っている。１袋（４０ｇ）を約半月で消費するくらいである。

２　原告の主張する被告の喫煙量等が不明であること

これに対し、原告らは、「この本数で、果たして短期間で原告らが受動喫煙症、そして化学物質過敏症になるであろうか。」とした上で、「原告家族が受けた副

今すぐ透かしを削除する

流煙は、朝から深夜迄及んでおり、そんな少ない本数での被害では絶対にない。」と主張する。そして、「被告の回答は明らかに虚偽である。」というのである（原告準備書面(3)１６頁）。

しかし、それでは、原告らは、被告がどの程度、喫煙していたというのか。本訴訟では、何ら具体的に明らかにされない。

原告らは、この点につき、単に、「平成２８年春頃から９月にかけて」、被告の吸う外国製タバコの副流煙を、「かなり多量に」吸わされた、と主張するのみである（原告準備書面(5)１５頁）。

そして、原告らは、「平成２８年９月２２日以降」の被告の喫煙量は、「原告らには真偽不明」であるとしつつ、上記１のような「そんな量ではない（はるかに多い）と考える」というのみである。

原告らは、本訴訟において、上記１のような喫煙量では、短期間で原告らが受動喫煙症、そして化学物質過敏症になることはあり得ないことを前提にしつつ、だからこそ、それを遙かに超える喫煙量を主張しているものである。

にもかかわらず、原告らの主張する被告の喫煙量について、全く明らかにされないのでは、原告らの主張する不法行為の内容が特定されているとはいえないから、本件原告らの請求は、主張自体が失当である。

3　原告らの主張する「被害」は被告の喫煙とは無関係であること

本訴訟における原告らの主張によれば、原告らの被害の原因となった「煙」は、原告がベランダで栽培していたビワの葉を枯れさせ、ヤマモモの木を白く変色させてしまった、というものである（原告準備書面(3)１０頁）。

そして、その煙は、「１日にタバコの煙１０本相当を吸った場合は約５年が目安。」の空気清浄機や集じんフィルターを、わずか１１か月未満で使えなくしてしまった、というものである（原告準備書面(3)１３頁）。

原告らによれば、このような煙が、「被告が不在時でも」原告宅のベランダに充満し、原告の部屋に大量に流入してきた、というのである。そして、それは

今すぐ透かしを削除する

「朝から深夜迄」及んでいる、という（原告準備書面(3)１６頁）。

しかしながら、上記のように、被告が在宅しているかどうかにかかわらず、朝から深夜迄、たえず原告宅に流入し続け、ビワの葉を枯れさせ、ヤマモモの木を変色させ、原告宅の空気清浄機や集じんフィルターを、わずか１１か月未満で使えなくしてしまった「煙」が、「被告の喫煙したタバコの副流煙」であることは、あり得ない。

被告は、その「煙」が何であるかは知らないが、これでは、少なくとも、原告らの主張する「被害」は、被告の喫煙したタバコとは、全く無関係であることは、明らかである。

４　原告らから提出された医師の意見書等は「仮説」に過ぎないこと

他方で、原告らは、「誰にでも」「比較的少量でも」「短期間の受動喫煙でも」受動喫煙症や、化学物質過敏症に罹患し得る、とも主張している（原告準備書面(5)１５頁）。

しかしながら、ただ「可能性がある」というだけならば、何とでもいえる。何とでもいえるが、こうして、ただ可能性を指摘するだけでは、不法行為による損害賠償請求権に基づき、被告に対し、実に４５００万円もの金額を支払え、との訴訟を提起してきた原告が、自らの主張立証を果たしたことにはならない。

ところで、原告らの主張する化学物質過敏症について、原告らから提出された診断書・意見書等を作成した作田学医師、倉田文秋医師、宮田幹夫医師は、縷々述べているが、東京都福祉保健局によれば、現在のところ、空気中に微量に含まれる化学物質がヒトにどのような影響を与えるか、また、そのメカニズムなどについては「未解明」であり、「診断方法や治療方法なども確立されていない」ものである（乙５）。

また、東京都健康安全研究センターは、現在、環境中に存在する微量な化学物質の暴露により、神経系や免疫系の異常をはじめとする様々な健康影響がもたらされる「可能性が指摘」され、このような健康影響について、我が国では化学物

pdfelement

今すぐ透かしを削除する

質過敏症として一般に呼称されているが、その「病態や健康影響の実態等に関する十分な科学的議論」がなされておらず、「化学物質過敏症という用語の使用にも医学会では必ずしもコンセンサスが得られていない」状況にある、としている（乙６）。

つまり、原告らから提出された診断書・意見書等を作成した医師らの見解は、必ずしも、その病態や健康影響の実態等に関する十分な科学的議論に基づくものではなく、その見解は、医学会でコンセンサスが得られているものでもない。しかも、本件では、上記の医師らが、主として原告らの問診のみに依拠して、意見を述べているに過ぎないのであるから、これらは、いずれも「共通の定義や診断の基準」に基づく「客観的」な診断結果であるとはいえず、確証に乏しい「仮説」に過ぎない。

5　化学物質過敏症の原因の特定は不可能であること

また仮に、百歩譲って、原告らが化学物質過敏症であると仮定した場合でも、その原因が被告の喫煙するタバコの副流煙にある、ということはできない。

東京都健康安全研究センターによれば、化学物質過敏症の原因物質として考えられるものの中には、「化学薬品」として「殺虫剤、除草剤、抗菌剤、可塑剤など」があり、「有機溶剤」として「塗料、クリーナー、シンナー、芳香剤など」があり、「衣料」として「カーペット、カーテンに含まれる防炎・可塑剤」があり、「金属」として「貴金属、重金属」があり、「その他」として「タバコ煙、家庭用ガス、排気ガス、大気汚染物質、医薬品」がある、とされる（乙６）。

このように、化学物質過敏症には、様々な原因物質が考えられるのであり、上記のような原因物質となり得るものが、原告ら宅の中に一つもないということは考えられないから、本件では、もし仮に、原告らが化学物質過敏症であるとしても、その原因は「タバコ煙」であると断定する根拠はない。

さらに、今回初めて明らかにされたことであるが、**A夫**は、少なくとも、平成２７年春頃までは自らも喫煙していたものである。その後、**A夫**は、一切、

今すぐ透かしを削除する

喫煙していないというのが事実であるかどうかは、知らないが、**Ａ夫**は、自ら認めているだけでも、近くの公園のベンチ、散歩途中、コンビニの喫煙所などで喫煙していたほか（これでは、とても「人に配慮して」などということはできないはずであるが、そのことは措くとして）、ベランダでも喫煙していたというのであるから、仮に「室内での禁煙」はしていなかったとしても、**Ａ夫**は、自らの喫煙によって化学物質過敏症になり、**原告Ａ妻及び原告Ａ娘は、原告Ａ夫の**喫煙するタバコの副流煙（受動喫煙）によって化学物質過敏症になった可能性もある。

このように、可能性を指摘するだけなら、何とでもいえるものである。もし仮に、原告らが化学物質過敏症であるとしても、その原因を特定することは不可能である。少なくとも、本件において、その原因は被告の喫煙するタバコの副流煙である旨の因果関係の立証はない。

以　上

pdfelement

今すぐ透かしを削除する

pdfelement